

報告 第 29 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 23 年 9 月 6 日提出

新居浜市長 佐々木 龍

和解及び損害賠償の額の決定について

(写)

処 分 書

専 決 第 17 号

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成23年8月12日

新居浜市長 佐々木 龍

1 和解の相手方 (省略)

2 事故の概要

平成23年7月13日午後3時55分頃、一般県道国領高木線と市道東田光明寺線との交差点（東田二丁目甲1525番地の1地先路上）において、東進しようとした公用車と西進してきた相手方の小型自動車とが衝突し、双方の車両が損傷した。

3 和解の内容

- (1) 新居浜市は、相手方に対し、車両を損傷させたことに係る損害賠償債務として、金4万9,745円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、新居浜市に対し、公用車を損傷させたことに係る損害賠償債務として、金14万2,809円の支払義務があることを認める。
- (3) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前2号に掲げる事項以外には、一切の債

権債務のないことを相互に確認する。